

「産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」及び
「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」
「経済産業大臣が定める日等を定める告示（案）」
「事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（案）」
の概要について

経済産業政策局産業創造課

1. 趣旨

- 令和8年5月29日に成立した「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、(1)「産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」及び(2)「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」、(3)「経済産業大臣が定める日等を定める告示（案）」、(4)「事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（案）」の改正等を行う。
- 改正等の主な内容としては、(ア) 産業競争力強化法（以下「法」という。）第2条第12項本文に規定する「事業適応」のうち、同項第3号に規定する「予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応して行うもの」（以下「国際経済事情激変事業適応」という。）の詳細を定めること、(イ) 法第2条第20項に規定する「特定生産性向上設備等」及び「確認」の詳細を定めること、(ウ) 法第21条の24の規定に基づき公庫の行う事業適応促進円滑化業務の詳細を定めること、(エ) 法第145条の2の規定に基づき政府の行う調査等の詳細を定めること等が含まれる。

2. 改正の概要

- (1) 産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）
 - ①. 国際経済事情激変事業適応の認定等に関する所要の改正を行う。
 - ・ 事業適応計画の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間について、国際経済事情激変事業適応に関する計画であって租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条の5の6第4項又は第42条の12の7第3項の規定の適用を受けようとするものの実施期間は8年を超えないものとする。【第11条の2第6項（改正）】
 - ・ 事業適応計画の変更の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間について、国際経済事情激変事業適応に関する計画であって租税特別措置法第10条の5の6第4項又は第42条の12の7第3項の規定の適用を受けようとするものの実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、8年を超えないものとする。【第11条の4第3項（改正）】

- ・ 認定事業適応事業者（国際経済事情激変事業適応を実施するものに限る。）は、認定事業適応計画の実施期間の開始の日を含む事業年度から当該実施期間の終了の日を含む事業年度までの各事業年度終了後1月以内に、主務大臣に当該認定事業適応計画に従って国際経済事情激変事業適応のための措置を行っていることの証明を求めることができるものとし、主務大臣は、当該認定事業適応事業者が当該認定事業適応計画に従って国際経済事情激変事業適応のための措置を行っていることを認めるときは、当該認定事業適応事業者に適合証明書を交付するものとする。【第11条の21、第11条の22（新設）】
- ②. 事業適応促進円滑化業務及び事業適応促進業務に関する所要の改正を行う。
 - ・ 事業適応促進円滑化業務実施方針に定める事項に、法第21条の24第1項第3号に掲げる業務に関する事項及び事業適応促進円滑化業務による資金の貸付けの対象とする社債の引受けの条件に関する事項を追加する。【第11条の7第2号、第3号（改正）】
 - ・ 法第21条の26第3項の主務省令で定める事項に、事業適応促進業務の実施方法に関する事項として社債の引受けに関する事項（社債の発行者、社債の引受けの対象となる資金、社債の引受けの限度額、社債の引受けの方法及び審査に関する事項）を追加する等の改正を行う。【第11条の9第2号、第3号（改正）】

（2）経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）

- ①. 「生産性向上設備等」の定義に関する改正を行う。
 - ・ 法第2条第19項の事業の生産性の向上に特に資する設備等として経済産業省令で定めるものについて、第5条第2号を以下とする改正を行う。【第5条（改正）】
 - ・ 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が15パーセント以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること。

（計算式）

設備の取得等（取得（新規のものに限る。）又は製作若しくは建設をいい、建物については改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をする年度の翌年度から、取得等をする設備の耐用年数のうち最も長い耐用年数の全部を経過する日の属する年度までの各年度の設備の取得等により増加する営業利益の額（設備の取得等をする年度の翌年度から起算して5年度以上10年度以内の事業者が任意に設定する年度の翌年度以降にあっては、当該設定する年度における設備の取得等により増加する営業利益の額）と取得等をする設備の減価償

却費の額の合計額を平均した額÷取得等をする設備の取得価額の合計額

- ②. 「特定生産性向上設備等」の「確認」に関する改正その他所要の改正を行う。
- ・ 法第2条第20項の確認を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、経済産業大臣に次に掲げる書類を添付して、確認申請書を提出しなければならないこととする。【第A条（新設）】
 - A) 申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの
 - B) 法第2条第20項の確認を受けようとする生産性向上設備等の導入に係る投資計画（以下「特定生産性向上設備等投資計画」という。）
 - C) 当該特定生産性向上設備等投資計画に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類
 - D) 当該特定生産性向上設備等投資計画の実施に必要な資金の用途及び調達方法についての内訳を記載した書類
 - E) 申請者が、特定生産性向上設備等の導入に伴い、特定生産性向上設備等の確認を受けた日を含む事業年度以後の各事業年度の設備の導入、研究開発その他の事業の成長発展を図るための事業活動に係る費用の額を売上高で除して得た数を将来増加させていく旨を記載した書類
 - F) 受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第2条第5項に規定する中小受託事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を宣言していることを公表していることを示した書類
 - G) 申請者が次のいずれにも該当しないことを証する書類
 - ・ 暴力団員等
 - ・ 暴力団員等が役員にいる会社
 - ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - ・ 経済産業大臣は、基準に照らしてその内容を審査し、適合することを確認したときは、申請者に確認書を交付するものとする等の規定を設ける。【第B条、第D条（新設）】
 - ・ 申請者は、当該確認に係る特定生産性向上設備等投資計画を変更しようとするときは、変更前の特定生産性向上設備等投資計画の写し及び当該特定生産性向上設備等投資計画に係る確認書（変更の確認を受けているものにあつては、当該変更の確認に係る変更確認書）を添付して、変更確認申請書を、経済産業大臣に提出しなければならないこととする。経済産業大臣は、変更確認申請書の提出を受けた場合において、基準に照らしてその内容を審査し、確認をするときは、申請者に変更確認書を交付するものとする等の規定を設ける。【第C条、第D条（新設）】

（基準）

 - A) 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した特定生産性向上設備等投資計

画（次の算式により算定した年平均の投資利益率が 15 パーセント以上となることが見込まれるものに限り、建物のみを取得等を行おうとするものを除く。）の目的を達成するために必要不可欠な設備であること。

（計算式）

設備の取得等をする年度の翌年度から、取得等をする設備の耐用年数のうち最も長い耐用年数の全部を経過する日の属する年度までの各年度の設備の取得等により増加する営業利益の額（設備の取得等をする年度の翌年度から起算して 5 年度以上 10 年度以内の事業者が任意に設定する年度の翌年度以降にあっては、当該設定する年度における設備の取得等により増加する営業利益の額）と取得等をする設備の減価償却費の額の合計額を平均した額 ÷ 取得等をする設備の取得価額の合計額

- B) 取得等を行おうとする設備の取得価額の合計額が 35 億円（中小企業者等（租税特別措置法第 10 条第 8 項第 6 号に規定する中小事業者、同法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号に規定する中小企業者又は同項第 9 号に規定する農業協同組合等をいう。）が策定した特定生産性向上設備等投資計画にあっては、5 億円）以上であること。
- C) 取得等を行おうとする設備が、確認を受けてから 5 年以内（変更の確認を受けようとするものにあつては、当該変更の確認を受けてから 5 年以内）に取得等をされ、及び事業の用に供されるものであること。
- D) 特定生産性向上設備等投資計画の策定の決議又は決定が取締役会その他これに準ずる機関により行われたものであること。
- E) 特定生産性向上設備等投資計画の策定の決議又は決定が、経済産業大臣が定める日以後にされたものであること。
- F) 取得等を行おうとする設備が、次のいずれにも該当しないものであること。
- ・ 試験研究の用に供するもの
 - ・ 貸付の用に供するもの
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業の用に供するもの

③. 生産性の向上に資する設備等の導入の状況に関する調査に関する規定を追加する。

- ・ 経済産業大臣は、法第 145 条の 2 の規定に基づき、毎年度、次に掲げる事項について調査を行うことができ、調査を行った場合には、必要に応じて評価を行い、当該調査の結果を公表するものとする規定を設ける。【第 E 条（新設）】

- A) 特定生産性向上設備等導入事業者（特定生産性向上設備等の導入を行う事業者をいう。以下同じ。）による特定生産性向上設備等の導入の状況

に関する事項

- B) 特定生産性向上設備等投資計画に基づく投資による投資利益率の状況
その他の特定生産性向上設備等投資計画の実施の状況に関する事項

④. 特定生産性向上設備等の導入の状況に関する事項の証明に関する規定を追加する。

- ・ 特定生産性向上設備等導入事業者は、特定生産性向上設備等の導入の状況について、導入をした特定生産性向上設備等が、経済産業大臣の確認の際の基準に適合すること及び特定生産性向上設備等投資計画に従って導入されたものであることについて、経済産業大臣の証明を受けることができる。当該証明を受けようとする特定生産性向上設備等導入事業者は、申請書及び証明を受けようとする特定生産性向上設備等に係る確認書の写し（変更の確認を受けているものにあつては、当該変更の確認に係る変更確認書の写し）各1通を、経済産業大臣に提出しなければならないこととする。経済産業大臣は、導入の状況の証明を行ったときは、当該特定生産性向上設備等導入事業者に証明書を交付するものとする。【第F条（新設）】

(3) 経済産業大臣が定める日等を定める告示（案）

- ・ 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則に規定する経済産業大臣が定める日を、令和7年12月26日と定める規定等を新設する。

(4) 事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（案）

①. 国際経済事情激変事業適応計画の認定に関する規定を追加する。

- ・ 国際経済事情激変事業適応による生産性の向上に関する目標は、計画終了年度における国際経済事情激変事業適応を実施する事業者単位の計算において、次のいずれかとする。【第1項第2号ハ（新設）】
 - A) 減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の額を総資産の額で除した値を百分率で表した値が、事業適応計画の開始の直前の事業年度（以下「基準年度」という。）における当該値より2以上上回ること。
 - B) 固定資産回転率の値が、基準年度における固定資産回転率の値より5パーセント以上上回ること。
 - C) 従業員一人当たり付加価値額の値が、基準年度における従業員一人当たり付加価値額の値より6パーセント以上上回ること。
 - D) 上記A)からC)までのいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標が改善すること。
- ・ 国際経済事情激変事業適応による新たな需要の開拓に関する目標は、計画終了年度において、事業適応に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値（当該値が正の値である場合に限る。）が、過去5事業年度にお

る当該商品又は当該役務が属する業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から3以上上回ることをとする。【第1項第2号ハ（新設）】

- ・ 財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項について、国際経済事情激変事業適応は次のA)及びB)を満たすこととする。【第1項第3号ハ（新設）】

- A) 事業適応計画の終了年度における有利子負債合計額から、現金預金及び信用度の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額を控除した額を、当該終了年度における留保利益の額に減価償却費及び前事業年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が10以下となること。
- B) 事業適応計画の終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。

②. 国際経済事情激変事業適応の定義に関する規定を追加する。法第2条第12項第3号の予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応して行うものは、外国為替相場若しくは輸出若しくは輸入に直接伴ってする取引に係る条件の著しい変動又は国内外の金融秩序の混乱その他の国際的な事業環境の変化であって、以下A)に掲げるいずれかの要件を満たすもの（以下「予見し難い国際経済事情の急激な変化」という。）に対応して行うものであって、以下B)及びC)のいずれにも該当するものとする。【第2項第1号ホ（新設）】

- A) ・ 当該変化が生じたことにより、認定を受けようとする事業者の認定の申請を行う事業年度の前事業年度の売上高が、当該変化が生じた事業年度の前事業年度の売上高に比して、5パーセント以上減少していること。

- ・ 当該変化が生じたことにより、認定を受けようとする事業者の認定の申請を行う事業年度の前事業年度の売上高営業利益率が、当該変化が生じた事業年度の前事業年度の売上高営業利益率に比して、20パーセント以上減少していること。

- B) 予見し難い国際経済事情の急激な変化への迅速な対応のために行う、次に掲げるいずれかの取組類型に該当する取組であって、国内において特定生産性向上設備等の導入に伴うものであること。

- ・ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供を行うものであって、計画終了年度において、当該新商品又は当該新たな役務の売上高の合計額が全ての事業の売上高の1パーセント以上となることが見込まれるものであること。

- ・ 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上を行うものであって、計画終了年度において、当該商品に係る一単位当たり製造原価を基準年度における当該製造原価より5パーセント以上低減させること

が見込まれるものであること又はその事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品に係る売上原価の額をその売上高の額で除した値を基準年度における当該値より5パーセント以上低減させることが見込まれるものであること。

- ・商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入を行うものであって、計画終了年度において、当該商品若しくは役務の提供に係る一単位当たり販売費の額を基準年度における当該販売費の額より5パーセント以上低減させることが見込まれるものであること又はその事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品若しくは役務の提供に係る販売費及び一般管理費若しくは当該商品若しくは役務の提供に係る売上原価の額をその売上高の額で除した値を基準年度における当該値より5パーセント以上低減させることが見込まれるものであること。
- C) 事業者の行う、B)の取組が、予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応して持続的であると認められること。

③. 事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関して社債の引受けに関する事項を追加する。【第3項(改正)】

- ・当該制度に基づく資金の貸付け又は社債の引受けを行うに当たっては、次のA)及びB)に該当することを要件とする。
 - A) 認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の額が原則として50億円以上であること。ただし、公庫が当該貸付け又は当該社債の引受けを行う指定金融機関に対して貸付けを行わない場合にあってはこの限りでない。
 - B) 当該資金の貸付期間又は引き受ける社債の償還期間が5年以上であること。ただし、公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給する場合にあっては、その貸付期間が7年以上であること。

3. 公布・施行日

- 公布・施行日：経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和8年7月31日）（予定）